

その1 「高齢受給者証」を送付します

国民健康保険に加入している人で70歳以上の人に、75歳になるまで「国民健康保険高齢受給者証」を交付します。高齢受給者証は、毎年8月に更新されるため7月下旬に対象となる人に送付します。

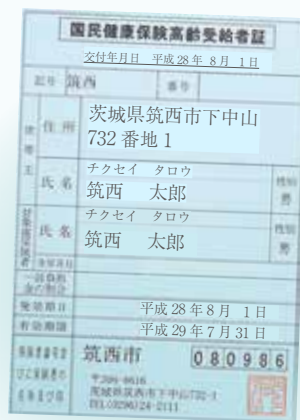
■自己負担割合は前年の所得に応じて判定します。

70歳になると、医療機関窓口で支払う自己負担割合が前年の所得によって変わります。対象となるのは、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人は誕生日の月）からです。

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
現役並み所得者 昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
以外 昭和19年4月1日以前生まれの人	1割

現役並み所得者とは？

70歳～74歳の本人又は同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円以上の人がある世帯
※条件により負担割合が変わる場合があります。



現在お持ちの有効期限は
7月31日(日)まで

その2 医療費が高額になりそうなときは（国民健康保険被保険者） 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

■住民税非課税世帯の人

世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税の場合は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなり入院時の食事代も減額されます。（過去12か月の入院日数が90日を超える場合には、入院証明書が領収書の写しを持参してください）

■住民税課税世帯の人

国民健康保険加入者で70歳未満の人には、限度額適用認定証を交付します。認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなります。

[申請方法]

- ・申請受付開始：8月1日（月）～ 申請場所：医療保険課又は各支所
- ・持参品：国民健康保険証、印鑑、認定証（すでに交付を受けている場合）、マイナンバー（個人番号）が確認できるもの、身分証明書（運転免許証など）
- ※世帯の国民健康保険加入のすべての人（申告不要の人は除く）が平成27年中の収入額の申告をしていないと限度額の判定ができません。国民健康保険税に滞納がある場合には、限度額適用認定証は交付できません。

問 医療保険課（本庁1階）
内線 245・246

意外な事実 約80%の都道府県で地元紙が県内シェアNo.1と言う事実！

犯人は 茨城新聞社です！

県内の細かなニュースはテレビ、ネットには登場しません。

なのに、残念ですが地元紙「茨城新聞」のシェアは第3位です。

犯人はアピール不足の茨城新聞社です！でも、地元の話題や県内スポーツ等、皆さんの身近なニュースは質、量ともNo.1！是非この機会に無料で体感してください。

茨城新聞社

お申込はいますぐ

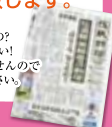
TEL ☎ 0120-029-218

[お電話受付時間] 9:00～17:00 土日祝日を除きます

無料進呈！

茨城新聞を7日間無料で
毎朝、お届け致します。

なぜ、そんなに売れるの？
ちょっと試みに読んでみたい！
売込み等は一切致しませんので
ご安心してご応募ください。



後期高齢者医療制度

岡県後期高齢者医療広域連合事業課
岡医療保険課(本庁1階) 内線243・252
029-1309-11213

その1 「被保険者証」を送付します

「後期高齢者医療被保険者証」は、毎年8月に更新されるため7月下旬に送付します。

8月からは新しい被保険者証で受診してください。

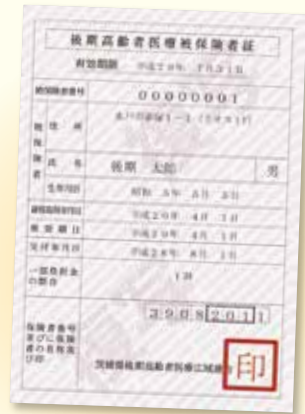
■自己負担割合は前年の所得に応じて判定します。

後期高齢者医療制度では、医療機関窓口で支払う自己負担割合を前年の所得によって「1割」又は「3割」の判定を行います。

区分	負担割合
現役並み所得者	3割
現役並み所得者以外	1割

現役並み所得者とは？

本人又は同一世帯の被保険者の
市民税納税通知書の課税標準額
が145万円以上の人がある世帯
※条件により負担割合が変わる
場合があります。



現在お持ちの有効期限は
7月31日(日)まで

65歳以上で一定の障がいのある人は後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度では75歳以上の人(生活保護受給者を除く)が被保険者となりますが、65歳以上で一定の障がいがあると認定された場合には、申請することにより、認定を受けた日から被保険者となることができます。

一定の障がいとは？①～④のいずれかに該当する場合です。

- ①障害年金1級又は2級
- ②身体障害者手帳1～3級又は4級の一部(音声機能又は言語機能障がい、下肢障がいのうち両下肢のすべての指を欠くもの・一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの・一下肢の機能の著しい障がい)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級
- ④療育手帳マルA又はA

その2 医療費が高額になりそうなときは(後期高齢者医療制度被保険者) 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

8月1日(月)に後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)が更新されます。これに伴い、住民税非課税世帯に該当する被保険者は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなります。
・前年度からの継続となる人は、申請は必要ありません。(保険証と同封して7月下旬に郵送)
・新たに対象となる人には、申請書を7月中旬に郵送しますので医療保険課又は各支所で8月31日(水)までに申請してください。

介護福祉士実務者研修

平成29年度「介護福祉士」の国家試験を目指そう

受講期間：H29/1/1日～6/30日 6ヵ月間
筑西市一本松でスクーリング開催

働きながらでも無理なくレポート提出
実技も医療的ケアもスクーリングで介護技術を修得
経験豊富な講師陣が古武術介護を指導

webで検索
いしやま 実務者研修



株式会社 ほーむけあいしやま Tel.0296-25-0328

ITF Women's Circuit

セキショウ
国際女子オープン
テニストーナメント
2016



SEKISHO ITF
SINCE 1908 Pro Circuit
主催 関彰商事株式会社
公認 国際テニス連盟(ITF)
日本テニス協会(JTA)



イメージキャラクター
「セッキーくん」

会場 筑波北部公園テニスコート

期 8/21(日)
間 ~8/28(日)

●お問い合わせ
大会期間前/関彰商事株式会社 大会準備室 TEL.029-860-5151
大会期間中/セキショウチャレンジオープン大会本部 TEL.029-877-3111

<http://www.sekisho.co.jp/>



必要な医療を安心して受けられるように

医療福祉費支給制度 (マル福制度) はぐくみ医療費支給制度

「医療福祉費支給制度 (マル福制度)」は、妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障がい者のみなさんに対して、医療費の一部を助成する制度です。市の独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の妊産婦の医療費を助成する制度です。

種別	対象	対象期間	助成内容	所得制限額※1	更新
妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦 (産婦人科医などで受診するときのみ有効)	母子手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金 ※2 を超える医療費	本人又は配偶者の所得が 401 万円未満 (扶養 1 人増で 30 万円加算) かつ同居する家族の所得が 1,000 万円未満 ※3	不要
小児	0～15 歳 (中学生は入院のみ該当)	出生日～中学 3 年生の 3 月 31 日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金 ※2 を超える医療費	父又は母の所得が 401 万円未満 (扶養 1 人増で 30 万円加算) かつ同居する家族の所得が 1,000 万円未満 ※3	誕生月の下旬 ※4
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18 歳未満の子を監護している親とその子 (条件有り) ※5 ②両親のいない子	申請の日～子が 18 歳になった年の 3 月 31 日 ※6	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費	親の所得が 309 万 6 千円未満 (扶養 1 人増で 38 万円加算) かつ同居する家族の所得が 1,000 万円未満	6 月下旬
重度心身障がい者など	①身体障害者手帳 1・2 級 (内部障がいは 3 級まで) ②療育手帳のマル A・A 判定 (B 判定の場合は身体障害者手帳 3 級保持者) ③障害年金 1 級 ④ 65 歳以上の方は、①②③のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日～	保険診療分の医療費	本人の所得が 520 万 9 千円未満 (扶養 1 人増で 38 万円加算) かつ同居する家族の所得が 636 万 7 千円未満 (扶養 1 人のときは 661 万円 6 千円未満、以下扶養 1 人増で 21 万 3 千円加算)	6 月下旬
はぐくみ妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦で、 ①所得制限により妊産婦マル福を受けられない人 ②マル福制度対象疾病以外の疾病を助成	母子手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金 ※2 を超える医療費助成は償還払い ※7	なし	不要
はぐくみ 0～18 歳のお子さん	対象年齢や所得制限によりマル福を受けられない 0～18 歳	出生日～高校 3 年生相当の 3 月 31 日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金 ※2 を超える医療費	なし	誕生月の下旬 ※4

- ※1 各区分における所得制限額は、定額控除 (8 万円) を加えた額です。
- ※2 外来・入院の自己負担金について (調剤薬局は除く)
外来自己負担金 … 1 医療機関につき 1 日 600 円 (600 円未満はその額) ・月 2 回まで
入院自己負担金 … 1 医療機関につき 1 日 300 円 (月 3,000 円限度)
- ※3 10 月から妊産婦と小児の所得制限が緩和されます。これにより現在所得制限ではぐくみ医療費を受給している人の一部がマル福に移行します。該当者には受給者証を郵送します。
- ※4 1 日生まれの子は、前月の下旬になります。
- ※5 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族 (18 歳未満の子がいる場合) もひとり親に準じるものとして認定されます。
- ※6 子が重度心身障がい者などに該当している場合や高校在学中は、申請により 20 歳まで延長される場合があります。
- ※7 医療機関窓口でいったん支払いを済ませ、診療月の翌月以降に申請が必要です。

■マル福・はぐくみ医療福祉制度は申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用されます。
■交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。

☎医療保険課 (本庁 1 階) 内線 2 5 2

生き生き
夏の講習会

小学生	80分×5日間	(8/19~27)
中1・2生	120分×10日間	(7/23~8/9)
中3生	240分×12日間	(7/23~8/9)
高校生	90分×4日間	(7/23~8/17)

志学教育センター下郡校
TEL 0296-21-5075

奥津池原下郡校 下郡校校舎
TEL 0296-48-8501

下郡校
TEL 0296-23-6073

五戸校
TEL 0296-28-7169

明野校
TEL 0296-52-3799

各校舎の詳しい情報は
こちらから

一人ひとりに応える
信頼と実績の進学予備校
志学塾
志学高等予備校

7/9 土

鬼怒川
小貝川
勤行川

クリーン大作戦

「河川愛護月間」の一環として、河川を美しく保ち、正しく安全に利用し、愛着と親しみを持ってもらうことを目的として、7月9日(土)、河川クリーン大作戦を実施します(雨天中止)。ごみ一掃にご協力をお願いします。

実施場所		集合場所	
下館地区 午前8時～			
鬼	鬼怒緑地	鬼怒緑地テニスコート前	
小	成田橋～深見橋	成田橋下流(成田スポーツ公園)	
勤	母子島遊水地内	旭ヶ丘第1公園前	
勤	勤行緑地	高島橋東駐車場	
明野地区 午前8時～			
小	新大橋～下流	新大橋	
	川中子排水樋管周辺	下川中子(川中子排水樋管)	
	古内排水樋管周辺	古内(古内排水樋管)	
	黒子橋～下流	黒子橋	
	谷原(火の見やぐら地先周辺)	谷原(火の見やぐら地先)	
	谷原(フラワーフェス跡地先周辺)	谷原(フラワーフェス跡地先)	
	上野(排水機場地先周辺)	上野(排水機場地先)	
小貝大橋地先～上流	赤浜(小貝大橋地先)		

※鬼…鬼怒川 小…小貝川 勤…勤行川

実施場所		集合場所	
関城地区 午前8時～			
鬼	栄橋～下流	旧木の実食堂前	
	菊地孝氏宅付近～下流	菊地孝氏宅南側	
	旧菊池設備北～下流	旧菊池設備北側	
	沖稻荷神社～上・下流	沖稻荷神社	
	分中南～富士宮球場	本郷ライスセンター跡地	
	富士宮球場～鬼怒川大橋	橋本センター	
	鬼怒川大橋～下流	田村隆氏宅西側	
小	大谷川堤防(集落裏)～小貝川合流付近	川久保センター	
	大谷川合流地点～鹿島神社付近	西保末センター	
	鹿島神社～下流	稻荷センター	
		斉藤芳夫氏宅東側	
協和地区 午前8時～			
小	井出堰～小栗堰	旧加草橋東側	
	元川澄橋～井出堰	大関橋東側	

近隣のみなさんに迷惑がかからないように

空き地などの適正管理をお願いします

岡環境課 (本庁3階) 内線428

空き地などを放置すると…

- 雑草が生い茂り、害虫の発生、ごみの不法投棄、雑草の花粉によるアレルギーの一因に
- 非行や犯罪を誘発、交通の障害
- 枯れ草の放置による火災の発生

- 草刈り業者の紹介は環境課まで連絡してください。
- 野外焼却は法律で禁止されています。
- 市役所では個人の土地の草刈りは行っていません。

市では、「筑西市空き地等の環境保全に関する条例」に基づき、空き地などの雑草で近隣に迷惑がかからないよう、土地の所有者(又は管理者)に空き地などの適正な管理をお願いしています。空き地などの手入れをしないと周りの人に不快感を与えるだけでなく、様々な生活環境の悪化をもたらします。雑草は春ごろから伸び出し、梅雨時期を過ぎると一斉に成長してきます。また、10月ごろからは枯れ始め、火災発生の危険性が高まります。ご自身で草刈りや刈った草の処分を行えない場合は、草刈り業者などへ直接依頼(有料)する方法もあります。夏場は大変混み合うのでお早めに申し込んでください。また、刈り取った草や枝を放置したり野積みのままにしたりすると、風で周辺に飛び散ったり、害虫や火災発生の原因になります。適正な処分をお願いします。

道路への倒木や枝の張りだしにご注意

この季節、道路や歩道への樹木の倒木、枝の張り出しが多く見られ、通行の障害になっています。また、これが原因で車や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。所有者は伐採や枝払いを必ず行いましょう。

岡市道…市道路維持課 (スピカ2階) ☎20-1174
県道…筑西土木事務所道路管理課 ☎24-9269

年2回以上の定期的な雑草除去をするなど、土地所有者(又は管理者)が責任を持って管理しましょう

筑西市の皆様が主役です!! コミュニティチャンネル!

取材・イベント予定

取材日	初回放送予定
7月9日撮影	7月11日(月)放送
7月10日撮影	7月11日(月)放送
7月17日撮影	7月18日(月)放送

7月7日(木)には全国高等学校野球選手権茨城大会が開幕!!

※放送は変更の可能性があります。詳しくは電子番組表、またはケーブルテレビのホームページ(http://cc9.co.jp)でご確認ください。

各地域の夏祭りも撮影・放送予定!

- H27年開局済
- 開局済



エリア拡大しました!

筑西ケーブルテレビ

※筑西市が出資する第3セクターの会社です。☎0120-09-1811 携帯電話からもおかけ頂けます。